

第 1 3 章

通知文関係

受水槽以下設備の維持管理について

お宅の水道は受水槽及びこれに付属する設備（以下、受水槽以下設備という。）が設置されていますが、この設備を設置した場合、水質の保全等について、次の事項を十分ご理解の上、使用するように心がけて下さい。

1. 受水槽に給水された以後の水の管理について

受水槽に給水された以後の水は、水道局の管理の対象外となり法律上もこの管理に関する責任は一切、受水槽以下設備の所有者又は使用者が負うことになっています。

2. 受水槽以下設備の維持管理上の注意事項

- (1) 受水槽以下設備の新設・改造した場合などは、使用前に自主的な水質検査を行い安全性について確認して下さい。
- (2) 受水槽の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などが流入しないよう注意して下さい。
- (3) 定期的に水質検査及び受水槽の点検・清掃・補修・塗り替えを行って下さい。
又、災害その他異常があった場合など必要と認められるときは、そのつど、これらの措置を行って下さい。
- (4) 長い間使用しなかった受水槽以下設備は、次の措置を行ってから再使用して下さい。
 - ア 受水槽を事前に十分点検し、必要に応じて整備・清掃を行う。
 - イ 受水槽以下設備内の滞留水は十分に排出し、飲料水には新しい水を使用すること。
- (5) 受水槽の有効容量が合計10立方メートルを越えるものは、水道法上「簡易専用水道」といい水質検査をはじめ、受水槽等の衛生管理が当該受水槽水槽の設置者（所有者）に義務づけられています。
- (6) 受水槽以下設備の改造・修繕工事などを行うときは、指定工事店に依頼して下さい。
- (7) 異常警報装置を設置するなど、不測の事態に対応できる措置を講じて下さい。

平成元年7月1日

北九州市水道局

北九水配給第 4 7 号
平成 1 2 年 7 月 2 1 日

各指定給水装置工事事業者 様

北九州市水道局長

指定事項の変更に係る届け出について（通知）

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称、代表者及び所在地等の指定事項に変更があった場合、水道法第 2 5 条の 7 及び同法施行規則第 3 4 条の規定により 3 0 日以内に水道事業者に届け出をすることが義務付けられています。しかしながら、その届け出を怠り、長期間放置するという事象が見受けられます。これは、同法第 2 5 条の 1 1 で指定の取消し条件の一つになっており、給水装置工事の円滑な施行と市民に対する信頼にとって看過できないものです。

したがって、今後、このようなことが発覚した場合は、厳正な処置を取ることとなりますのであらかじめ通知します。

なお、水道法施行規則第 3 4 条に規定する指定事項は、下記のとおりとなっていますので申し添えます。

記

- 一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二、法人にあっては、役員の氏名
- 三、給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

事 務 連 絡
平成12年10月20日

各工事事務所
給水係長 様

配水管理課給水係長

磁気活水器の取扱いについて（通知）

標記について、下記のように考え方を整理しましたので通知します。

記

現在、磁気活水器には設置形態により、給水装置に直結するものと外面に装着するものに分類できます。設置可否の判断は、前者は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に掲げる基準に適合した製品であるか否かが基準となり、後者は、給水装置でないことから判断の対象外です。また、当該活水器の設置場所によって、磁力が水道メーターに与える影響は実証されているが、水道水質に与える影響については、長期間の使用結果が得られていないのが現状です。

以上のことから、今後の取扱いについては、次の点に留意してください。

- 1 設置形態に関わらず、水道メーター付近への設置は回避すること。
- 2 磁力が水道水質に与える影響は、現時点において、使用を否定する合理的な根拠がないこと。
- 3 外面に装着する磁気活水器の設置は、あくまで使用者又は所有者の判断に委ねるべきものであること。

なお、別紙参考資料を添付していますので、参照してください。

以上

<参考資料>

- 1 横浜市は、基本的に水道水に直結されるものではなく、設置を拒否することはできないとの見解である。
- 2 当該活水器は給水管の外面に装着し、その磁力により水道水の分子集団を細分化し、水を活性化させるもので、活性化された水は雑菌や藻の繁殖を抑え、給水管の赤錆を黒錆に変化させ管内に皮膜を形成する効果がある。水道水質へ関わる変化は一切なく、塩素に対しても影響を及ぼさない。（メーカー説明及びパンフレットから）

北九水給配第143号

平成13年3月30日

各指定給水装置工事事業者 様

北九州市水道局

配水管理課長

給水装置工事における穿孔工事等の取扱いについて（通知）

給水装置工事（以下「工事」という。）において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合は、これまで工事上の条件として規定し、水道工事センターに限定して行ってきましたが、このことを下記のとおり廃止しますので通知します。

記

標記で規定していた工事上の条件については、水道施設機能保全及び給水装置の防災や緊急工事の円滑な実施等のために必要となる合理的なものに限られ、特定の者への下請け指定を求めることはできないとの旧厚生省の見解が出されています。（平成9年8月11日衛水第217号 厚生省水道整備課長通知 第四一五（三））

したがって、当局におきましてもこの水道法の主旨に添って、これまで検討してきましたが、工事の規制緩和や指定給水装置工事事業者の自由参入などの今日的状況を考慮し、また、一定の経過措置期間も満了したとの判断から、今回、この条件を廃止することにしましたものです。

なお、このことにより局又は第三者に損害等を与えた場合は、指定給水装置工事事業者が自らの責任において補償を行うこと。また、指定給水装置工事事業者が水道工事センターの母店を含む他の指定給水装置工事事業者に穿孔工事等を委託することについては、民・民契約上の問題であり、当局が関与すべき事項でないことを申し添えます。

実施日；工事の平成13年4月1日受付分からとする。

事 務 連 絡
平成13年5月15日

各工事事務所長 様

配水管理課長

設計審査及び工事検査の徹底について（通知）

給水装置工事において、給水装置の構造及び材質並びに給水装置材料は、水道法施行令等に定める基準に適合していなければならないことは既に周知しているとおります。また、適合していない場合、水道法では供給規程の定めるところにより、給水契約の申込みを拒み、又は適合させるまでの間、給水を停止することができることになっています。

このことから本市においては、給水装置工事の設計審査及び工事検査時に、その適合確認を行っているところです。しかし、施工方法、給水装置及び材料等の多種多様化や市外からの指定給水装置工事事業者の自由参入などにより、高度な適合判断と迅速な対応が求められています。いうまでもなく、この判断は供給した水道水の安全性確保に帰結する重要な確認作業であり、いささかの瑕疵も看過することはできません。

したがって、今後とも、設計審査及び工事検査時には、なお一層、確認作業を徹底していただくよう指導をお願いします。

なお、設計審査及び工事検査の適合確認に関する規定は、下記のとおります。

記

1 設計審査に関する規定

＜直結式給水施行要綱2－2（認証品等の設置）＞

給水装置工事において、使用される給水装置は別表1に掲げる認証品等を設置しなければならない。

2 工事検査に関する規定

＜給水装置工事検査要綱第3条第2号（検査の項目）＞

直結式給水施行要綱に規定する基準に適合した給水材料の確認

北九水配給第2号
平成14年4月3日

各指定給水装置工事事業者 様

北九州市水道局
配水管理課長

給水装置工事等に係る通知について

標記の件については、各工事事務所にその内容を記載した文書の掲示をもって、周知を行っており、指定給水装置工事事業者への個別の通知等はしておりません。したがって、掲示内容は、指定給水装置工事事業者自らの責任において、熟知されるよう十分、留意をお願いします。もし、掲示を看過することにより、給水装置工事等に支障が生じるようなことがあっても、当局は一切の責任を負いませんので、あらかじめ申し添えます。

なお、北九州管工事協同組合では、組合員及び委託契約者について、その連絡業務を行っておりますので、必要な場合は適宜、相談して下さい。

以上

北九水給配第 41号
平成14年6月20日

各工事事務所長 様

配水管理課長

宅地内給水管の漏水修繕に係る取扱いについて（通知）

今回、官民境界から管理者が設置した水道メーターまでの給水管（以下「宅地内給水管」という。）について、本年9月頃を目途に、局が応急修繕を行うようになりました。これは、漏水による二次災害を防ぎ、かつ漏水量の削減に大きな効果があることから、本来、当該給水管の所有者等（以下「所有者等」という。）が負担すべき修繕費用を局の負担をもって実施するものです。しかし、実施予定日までの間、宅地内給水管の修繕を見合わせる事が想定されますので、下記の事項に十分留意し、漏水がそのまま放置されることなく所有者等の責任において、適切な処置が行われるよう指導を徹底していただくようお願いします。

記

- 1 給水装置に異常がみられるときは、北九州市水道条例第21条第1項の規定により、所有者等は、直ちに管理者に届け出るとともに、早急に修繕その他の処置を行わなければならないことになっています。
- 2 局の費用負担による宅地内給水管の応急修繕は、範囲を必要最小限に限定して、漏水を一時的に止める応急的処置として実施するものであり、抜本的な取替えを行うものではありません。

なお、問合わせ先は、次のとおり。

配水管理課
TEL582-3066

平成 14 年 8 月 7 日
北九州市水道局

宅地内給水管の公費による応急修繕について

1 目 的

宅地内の水道メーターまでの給水管（以下「宅地内給水管」という。）からの漏水について、漏水量の削減及び地面の陥没などによる二次災害の防止の観点から、水道局の費用負担により応急修繕を行い、漏水防止の効果を促進するとともに市民サービスの向上を図るものである。

2 現 状

（1）公道部の給水管

給水工事の申込み時に、申込者から給水管の無償譲渡を受けているので、漏水を発見したら直ちに、局の負担で漏水の修繕を行っている。

（2）宅地内給水管

ア 漏水調査などで漏水を発見した場合、所有者等（所有者又は水道の使用者）へ直ちに修繕を行うように促している。

イ しかしながら、水道メーターにかからず水道料金にはねかえらないこと、修繕費の負担があること及び日常生活に直ちに支障がないことなどから放置されている。

3 制度の概要

（1）内 容

公私境界から水道メーターまでの給水管を対象に、必要最小限の範囲に限定して、漏水を一時的に止める応急的処置として実施するもので、応急修繕回数は一回を原則とする。

（2）条 件

応急修繕は下記に示すものについて実施する。

ア 漏水が腐食又は振動等により自然に発生したもの。

イ 施工に際して、所有者等との協議のうえ、同意の得られたもの。

(3) 費用負担

工事に要する費用は水道局の負担とする。

ただし、施工に際して、門、塀、樹木、タイル等で宅地内給水管の応急修繕に支障となる部分の復旧に要する費用は所有者等の負担とする。

(4) その他

水道メーターより下流側の給水管の漏水修繕は、従前どおり所有者等の費用負担とする。

4 実施時期

平成14年9月1日

5 予算措置等

(1) 年間応急修繕件数

約1,700件

(2) 年間事業費

約5,000万円

(3) 年間漏水防止量（効果）

約120万立方メートル

(通 知)
平成14年9月5日

各水道需要者
各指定給水装置工事事業者 様

北九州市水道局

元付け型浄水器等における衛生管理の徹底について（通知）

水道メーターの下流側直近に設置して使用する元付け型浄水器等について、水道水中の遊離残留塩素を水道法等に定める基準値以下にまで除去するものが見受けられるため、需要者及び指定給水装置工事事業者に対して、給水される水道水の衛生管理について指導を徹底するよう厚生労働省より通知がありました。

したがって、需要者及び指定給水装置工事事業者各位におきまして、既に設置している場合又は設置しようとする場合は、製造メーカー等から当該機器を適正に使用するための情報提供を受け、熟知したうえで給水される水道水の衛生管理に万全を図るようお願い致します。

以 上

平成14年11月20日

各工事事務所長 様

配水管理課長

鉛管取替工事に関する基本方針について（通知）

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第四十三号）が平成15年4月1日から施行されるため、水道水中の鉛濃度の一層の低減化と水質基準の確保に万全を期する必要がある。

そこで、局では、抜本的な対策として、配水管への取付口から水道メーターまでの鉛管を計画的に取替えているところであるが、事業費の財政に与える影響が顕著なことから、予算等を勘案して実施せざるを得ない状況にある。

したがって、施工にあたっては、下記の事項に十分留意していただくようお願いしたい。

記

1 計画鉛管取替工事について

- 1) 工事の実施にあたっては、局が予算等を考慮し、水道工事センターに指示する。
- 2) 工事が地域的に集中する場合、発注を別途に検討することとし、分散する工事を優先して実施する。
- 3) 工事は、配水管への取付口から水道メーターまでの鉛管を全て取替える。
- 4) 工事は、施工同意書兼工事費用免除申請書（以下「同意書兼免除申請書」という。）により、所有者等の同意が確認されたものについて実施する。なお、同意が得られない場合は、水道工事センターにその顛末を同意書兼免除申請書に記入させて報告を受ける。
- 5) 当面、漏水による工事及び道路工事等に伴い実施する先行工事を実施する。

2 その他の鉛管取替工事について

- 1) 漏水による工事を実施する。
- 2) 工事は、配水管への取付口から水道メーターまでの鉛管を全て取替える。
- 3) 工事は、同意書兼免除申請書により、所有者等の同意が確認されたものについて実施する。なお、工事の同意が得られない場合であっても、応急修繕は同意を得て実施する。

各指定給水装置工事事業者 様

北九州市水道局給水部
配水管理課長

給水装置材料における鉛の新浸出性能基準の適用について（通知）

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成 1 4 年厚生労働省令第 4 3 号）により、鉛に係る水質基準が「0. 0 5 m g / L」から「0. 0 1 m g / L」に改正され、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用されることになりました。これを受けて、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 1 4 号 以下同じ。）に定める鉛の浸出性能基準についても改正され、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行されますので、下記の事項に留意していただくようお願いします。

記

1. 改正の概要について
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められている浸出性能基準のうち、鉛に関する新基準は以下のとおりです。
なお、平成 1 5 年 4 月 1 日から下記の基準に適合しない給水装置材料は使用できませんので、ご注意下さい。

	現行基準	新基準
水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具	0. 0 0 5 m g / l 以下 ※0. 0 4 7 m g / l 以下	0. 0 0 1 m g / l 以下 ※0. 0 0 7 m g / l 以下
給水装置の末端以外に設置されている給水用具、又は給水管	0. 0 5 m g / l 以下	0. 0 1 m g / l 以下

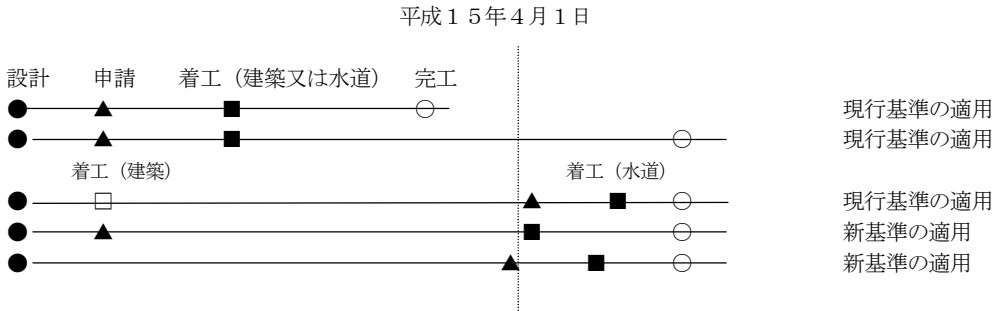
※主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る判定基準

2. 新基準に適合する材料について
給水装置材料の鉛レス対策は、新素材による方法、表面処理を行う方法、鉛の浸出量を抑制する方法があります。

新素材（鉛レス銅合金）	現行の青銅又は黄銅（真鍮）に含まれる鉛の代わりにセレン（Se）、ビスマス（Bi）、シリコン（Si）等を使用するもの
表面処理（NPb 処理）	現行部品の表面部分から鉛を除去する方法
コーティング処理	水道水が接触する面をエポキシ樹脂等でコーティングし、鉛の浸出量を抑制する方法

3. 新基準適合品の確認について
給水装置工事に使用される材料は、新基準に適合しているもの（認証品）を使用しなければなりません。
認証方法は次のとおりです。
①自己認証…製造者が自ら認証するもの
②第三者認証…第三者機関が認証するもの
※日本水道協会の品質認証センターでは、「新基準適合」のマークを作製し、新基準に適合している製品に表示します。
4. 経過措置について
平成 1 5 年 4 月 1 日の時点で「現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの」については、「その給水装置の大規模の改造のときまで」新基準の適用が猶予されます。
新基準の適用は、建築確認書や給水装置工事申込書の提出の時期により判断されるものではなく、建築工事や給水装置工事の着手日より判断されます。

<経過措置>



5. 問い合わせ先について
問い合わせは、各工事事務所までお願いします。
東部工事事務所給水係 9 3 2 - 5 7 9 0, 西部工事事務所給水係 6 4 4 - 7 8 2 0

事 務 連 絡

平成15年3月31日

指定給水装置工事事業者 様

水道局配水管理課長

局における給水栓ケレップの取替えについて（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本市の水道事業に対し、格別のご理解とご協力をいただき深く感謝いたします。

さて、標記の件につきましては、漏水防止や節水効果の推進など、初期の目的が達成されたものと判断し、また、昨今の給水栓の多様化により、ケレップの種類も多々見受けられることから、平成15年4月1日より廃止しますので通知します。

なお、以後、市民などから、局へケレップ取替えの依頼があった場合は、指定給水装置工事事業者を紹介し有料であることを伝えることとなりますので、適切な対応をお願いします。

以上

(通 知)
平成15年5月14日

各工事事務所長 計画課長
設計課長 営業課長 様

配水管理課長

給水装置工事申込書の閲覧等について（通知）

標記の件につきましては、日頃から厳正に取扱いを行っていることと察します。しかし、承知のように給水装置工事申込書（以下「給水台帳」という。）には個人情報等が記載されていることから、なお一層、慎重を期す必要があります。

したがって、従来からの取扱いを踏まえて、各工事事務所における情報管理の適正化と取扱いの統一を図るため、給水台帳の閲覧又は内容の修正を許可するうえで留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので通知いたします。

記

1 給水台帳の閲覧を許可する対象者

- 1) 当該給水装置の所有者若しくは市内代理人又は使用者（以下「所有者等」という。）
 - 2) 給水装置工事（以下「工事」という。）を所有者等から依頼された水道局指定給水装置工事事業者の従業員
 - 3) 維持管理の委託に関する契約の従業員調書で、水道局（以下「局」という。）に届けられた水道工事センターの従業員
 - 4) 局が発注した工事又は業務委託の請負事業者の従業員
 - 5) その他当該工事事務所長が必要と認めた者
- なお、対象者の確認については、身分証明書その他をもって判断するものとする。

2 給水台帳の閲覧又は内容の修正を許可する事由

- 1) 当該給水装置の所有者が自己の給水台帳を閲覧する場合、又は市内代理人が当該給水装置の所有者から依頼され、給水台帳を閲覧する場合
- 2) 工事を所有者等から依頼された水道局指定給水装置工事事業者の従業員が、給水台帳を閲覧又は修正を行う場合

- 3) 維持管理の委託に関する契約の従業員調書で、局に届けられた水道工事センターの従業員が、維持管理工事に伴って、給水台帳を閲覧又は修正を行う場合
- 4) 局が発注した工事又は業務委託の請負事業者の従業員が、工事又は業務委託に伴って、給水台帳の閲覧又は修正を行う場合
- 6) その他給水台帳の閲覧又は修正を許可する相当な事由があると、当該工事事務所長が認める場合

3 給水台帳閲覧簿への記帳の徹底

給水台帳を閲覧又は修正を許可するにあたっては、各工事事務所に設置している給水台帳閲覧簿に給水台帳の閲覧を許可する対象者名及び給水台帳の閲覧又は修正を許可する事由等の記帳を必ず義務付けるものとする。

なお、各工事事務所の職員は、給水台帳の閲覧又は修正について、立会及び確認するものとする。

4 給水台帳の複写

給水台帳の複写については、当該工事事務所長が認めた場合に限り許可するものとする。

以上

北 水 給 配 第 1 4 号
平成 1 5 年 5 月 2 7 日

各工事事務所長 様

配水管理課長

水道事業者における貯水槽水道への関与について（通知）

標記の件について、水道法の改正により、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任が明確に定められた。これに伴い、水道条例も同主旨の改正を行って、平成 1 5 年 4 月 1 日より既に施行されているところである。

ついては、下記の事項を関係職員に周知し、遺漏のないようお願いしたい。

記

1 背景と趣旨

水槽を経由して給水されている貯水槽水道の衛生管理については、これまで水槽の有効容量が 1 0 立方メートルを超える簡易専用水道は、貯水槽の点検及び清掃並びに公的機関による検査が水道法で義務付けられており、衛生行政によって規制を受けてきた。

しかし、受水槽の有効容量が 1 0 立方メートル以下については、水道法上の規定がなく、設置者の管理不徹底に起因する水質の悪化や衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多く見られるようになった。そのため、水道法が改正され、水道事業者の貯水槽水道への関与及び貯水槽水道の設置者の管理責任が明確に定められた。

そこで、本市でも貯水槽水道の適正な管理の徹底を図るため、改正水道法の主旨に沿って水道条例を改正したものである。

2 水道条例の改正内容

1) 設置者の責務に関する事項（条例第 4 5 条）

改正された条例では、貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者が当該貯水槽水道を適正に管理し、管理の状況に関する検査を受ける責任を明確にした。また、簡易専用水道以外の設置者が当該貯水槽水道を適正に管理し、管理の状況に関する

検査を行う責任を明確にした。

2) 水道事業者の責務に関する事項（同第46条）

水道事業者は、貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、当該貯水槽水道の設置者に対して、指導、助言及び勧告を行うことができることとした。また、利用者に対しては、貯水槽水道の管理の状況等に関する情報を提供するものとした。

3 行政が行う貯水槽水道の設置者又は利用者への対応

1) 保健福祉局との連携

従来、受水槽以下の水道水質に関する利用者からの問い合わせ等については、保健福祉局で対応していたが、今回の条例等の改正により、両局で対応することとする。

2) 受水槽以下の水質調査

ア 水質相談の範囲

水道事業者が行う貯水槽水道における水質の相談範囲は、これまで受水槽への注水口までとしていたが、今回の条例等の改正により、受水槽以下の末端給水栓までに拡大する。

イ 水質調査の依頼等

貯水槽水道の利用者から、水道事業者へ受水槽以下の水質相談や苦情があった場合は、簡易な水質調査（色、濁り、臭い、味、異物の混入の有無又は残留塩素）を実施する。

3) 貯水槽水道の設置者への通知

受水槽以下の水質に異常が認められた場合、水道事業者は、貯水槽水道の設置者へその旨を通知し、改善を行うよう指導、助言を行う。

なお、これを改めないときは、水道事業者は当該設置者に対して勧告を行う。

4) 清掃業者及び検査機関

貯水槽水道の設置者から、水道事業者へ水槽の清掃や検査の相談があった場合は、有料であることを伝え、次の業者を紹介する。

ア 清掃業者

建築物の衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管理法」）に基づき、建築物飲料水貯水槽清掃業として都道府県に登録されている業者（ビル管理法の適用される水道と同様、貯水槽水道についても当該業者に依頼することが望ましい。）

市内に 89 業者が登録されており、清掃の費用は、10m³まで 60,000 円程度

イ 検査機関

厚生労働大臣が指定する検査機関（簡易専用水道と同様、小規模貯水槽水道についても当該機関に依頼することが望ましい。）

市内に4機関が指定されており、検査手数料は17,000円

検査機関名	検査実施対象地域
(財)北九州市環境整備協会	門司区、小倉南区、八幡東区、戸畑区（学校は除く）
(財)北九州生活科学センター	小倉北区（学校は除く）
(財)北九州上下水道協会	若松区、八幡西区（学校は除く）
(社)北九州市薬剤師会	市内全域（小、中、高校のみ）

4 水道事業者が講じる貯水槽水道への関与の考え方

今回の改正の要点は、貯水槽水道について、水道事業者の関与を明確にしたものである。しかし、これは、あくまで給水契約に基づく水道水の供給者としての立場からの関与であり、規制手法を履行する衛生行政とは立場を異にする。このため、水道事業者は、保健福祉局のような権限や最終的な強制力はない。

したがって、水道事業者と保健福祉局との行政関係においては、一切の変更はなく、水道事業者は、貯水槽水道への水道水の供給者の立場から可能な措置を講じるに過ぎないものである。

5 関係資料

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1) 貯水槽水道の業務について | ……別紙1 |
| 2) 貯水槽水道 Q&A | ……別紙2 |
| 3) 貯水槽水道の管理について（お知らせ） | ……別紙3 |
| 4) 貯水槽水道関連業務実施要領 | ……別紙4 |
| 5) 北九州市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領 | ……参考1 |
| 6) 貯水槽水道に対する保健福祉局と水道局の役割 | ……参考2 |
| 7) 貯水槽の衛生管理（パンフレット） | ……参考3 |

事 務 連 絡
平成15年6月10日

各工事事務所長 様

給水部長

市立病院の給水方式について（通知）

市立病院へは、これまで水槽式給水を行っている。しかし、昨今のおいしい水に対する市民ニーズの高揚と衛生上の観点から、当該施設は水槽式給水の取扱い（北九水給業第185号 昭和62年10月28日）に規定する給水方式に該当するものではないが、厨房や手術室への給水においては、別紙のとおり直結式給水との併用を認めることとする。

なお、今後、工事等、その他やむを得ない事情による断水の影響が生じる場合は、病院局等において十分な対処を行うことを条件とする。

記

1 給水方式の原則

規定上、一建物一給水方式における特例措置を認めているのは、併用式給水のみである。これは、三階以上の建物において、地上二階までを直結式給水で、三階以上を水槽式給水にするものである。

2 市立病院における給水方式の現状と今後の対応

多量の水を使用する市立病院への給水は、建物階高を問わず建物全体を水槽式給水によることが、円滑な給水を確保する上で望ましい。しかし、今後市立病院においても、衛生上の観点等より学校給食室の直結式給水について（平成8年12月26日通知）と同様の取り扱いができるものとする。

3 水道メーターの設置に係る留意点

市立病院が直結式給水と水槽式給水とを併用し給水を行う場合は、それぞれの給水方式に対して、水道メーターを設置するものとする。これは、水道メーターより2次側において、複数の給水方式が存在することにより起こり得る給水形態の増大とクロスコネクションを防ぎ、円滑な維持管理と水質責任を明確にするものである。

事 務 連 絡

平成15年6月18日

各工事事務所長

計画課長 設計課長 様

給水部長

配水管整備及び改良事業の実施について

標記の件について、鉛管取替事業及び直結式給水のなお一層の推進を図るため、下記の点に留意して実施するようお願いします。

記

1 鉛管取替事業について

鉛管残存件数は、平成15年3月末現在で約17,000件あり、局は、この取替えを平成18年度までに完了することとして、議会等においてもその旨、回答しているところです。

つきましては、効率的な取替えを行う必要から、配水管整備及び改良事業を行うにあたっては、鉛管が多数残存する管路線を優先的に選定し実施するよう努力願います。

2 市立小中学校における直結式給水について

本市が直結式直圧給水を実施した以後においても、多量に水を使用する学校は、本来、階高を問わず建物全体を水槽式給水によることが円滑な給水を確保するうえで望ましいとの指導を行ってきました。

しかし、平成12年1月より直結式増圧給水等が実施されたことから、その後、教育委員会では、市立小中学校の新築又は改築をする場合、水道局と協議しながら、極力、直結式給水を採用したいとの意向を議会に示しており、水道局も断水時には教育委員会の責任で対処することを条件に、これに協力することとしました。

つきましては、市立小中学校の直結式給水を実施しようとする場合で、配水管の給水能力が不足しているようなときは、事前協議等において可能な限り対応できるよう検討願います。

なお、水槽式給水を行っている校舎等とは別に、平成9年1月から、給食室については、教育委員会の強い要望があり、水道水質の衛生上の観点から直結式直圧給水を認めています。

平成15年6月24日

各工事事務所長 様

配水管理課長

貯水槽水道への問合せ等について（通知）

水道事業者における貯水槽水道への関与については、平成15年5月27日付、北九水給配第14号で、既に通知しているところです。

しかし、貯水槽水道に関する問合せや相談等があった場合の対応の説明に不十分な点がありましたので、工事事務所に対応する事項及び財団法人上下水道協会（以下「協会」という。）へ委託した貯水槽水道関連業務の内容を、下記のとおり、再度、通知します。

各工事事務所におきましては、所属職員に周知徹底し、遺漏のないようお願いします。

記

1 工事事務所に対応する事項

- 1) 貯水槽水道に関する問合せ及び相談
貯水槽水道の適正な管理の指導等
- 2) 貯水槽水道関連業務の委託内容に係る対応
協会が行う貯水槽水道の現地調査への協力依頼等
- 3) 水質相談
受水槽以下の末端給水栓までの水質相談
- 4) 清掃業者及び検査機関の紹介等
貯水槽水道の清掃や検査の相談があった場合の業者等の紹介等
- 5) 清掃及び検査結果の受理
水槽の清掃及び検査終了後の報告受理
- 6) 水質調査の指示
受水槽以下の水質相談や苦情があった場合の協会への簡易な水質調査（色、濁り、臭い、味、異物の混入の有無又は残留塩素）の指示
- 7) 貯水槽水道の設置者への対応
受水槽以下の水質に異常が認められた場合の改善指導及びこれを改めない場合の勧告

2 貯水槽水道関連業務の内容

- 1) 適正な管理の啓発、指導及び助言
- 2) 貯水槽水道の現地調査
- 3) 貯水槽水道管理台帳の作成
- 4) 簡易な水質調査
- 5) 工事事務所長が指示する事項

事 務 連 絡

平成16年3月17日

各工事事務所給水係長 様

配水管理課給水係長

加湿器の取扱いについて

平成16年2月27日、建築都市局機械設備課から相談があった加湿器の設置については、工事事務所給水係と打合せのうえ、下記のように取扱うこととする。

記

1 相談の内容

直結式給水を行う建物に、認証品でない加湿器を設置する必要から、一部、水槽を介した構造としたい。(別図参照)

2 検討の経過

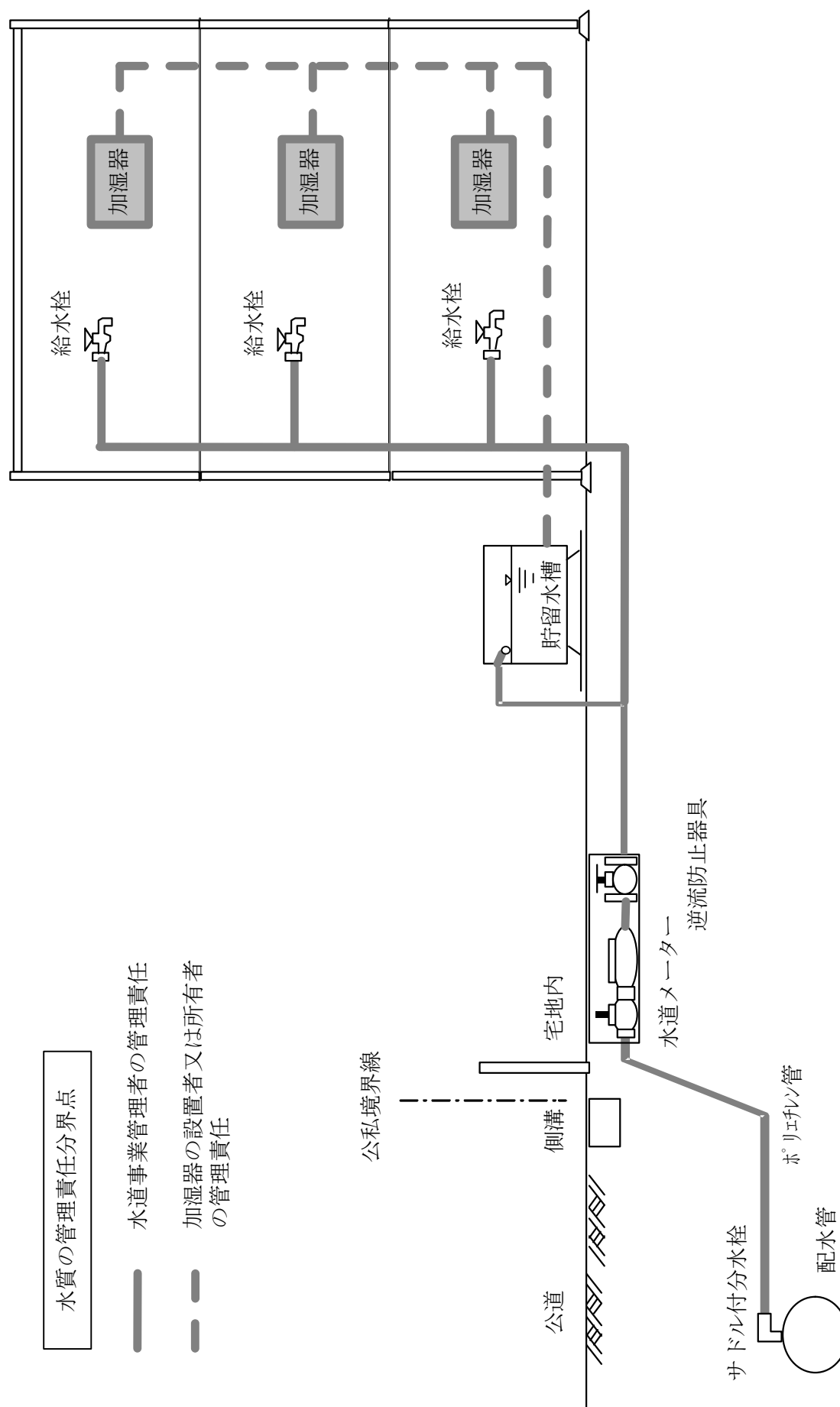
- 1) 直結式給水の配管に、認証品でない製品を接続できない。
- 2) 認証されていない加湿器を設置することにより、建物全体を水槽式給水にすることは、直結式給水の促進からみて適当でない。
- 3) 現在、認証された加湿器は1社しかなく、使用者の必要とする仕様の選択が困難である。

3 取扱い

以上のことから、当面、水槽を介した構造とすることはやむを得ないと判断される。ただし、クロスコネクションを回避するため、給水栓等は設置しないこととする。

なお、今後、認証された加湿器の機種が増加し、仕様の選択が可能になれば、認証されていない加湿器を設置するため、水槽を介した構造とすることは認めないものとする。

(注) この給水方式は、併用式給水でなく直結式給水であり、当該水槽は、流し、洗面、浴槽等の水を入れ、又は受ける吐出口空間を有する貯留水槽である。



- (注) 1. 貯留水槽以下の水質管理責任は、加湿器の設置者又は所有者とする。
 2. クロスコンネクションを回避するため、貯留水槽以下には給水栓等は設置しないこと。
 3. 認証された加湿器の機種が増加し、仕様の選択が可能になれば、認証されていない加湿器を設置するため、貯留水槽を介した構造とすることは認めないものとする。
 4. この給水方式は、併用式給水でなく直結式給水であり、当該貯留水槽は、流し、洗面、浴槽等の水を入れ、又は受ける吐出口空間を有する水槽で、貯水槽とは解さない。

事 務 連 絡

平成 2 0 年 1 月 2 9 日

各工事事務所長 様

配水管理課長

受水槽以下設備を利用する給水装置工事について（連絡）

現在、水槽式給水から直結式給水に切り替える場合において、既設の受水槽以下設備等の状態が良く、給水装置として機能的に利用できる場合は、平成 1 7 年 9 月 5 日付厚生労働省健康局通知文「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」に基づく事前確認を行なうよう、申込者又は指定給水装置工事事業者に指導しているところです。

この既存管利用について、今後は別紙の誓約書の提出をもって、受水槽以下設備等の利用を許可するものとしますので、関係職員への周知及び指定給水装置工事事業者への指導をよろしくおねがいします。

なお、本誓約書は当該施設が存続する間、保管に留意されますよう宜しくお願いします。

以上

既設管利用に関する誓約書（受水槽以下設備）

平成 年 月 日

北九州市上下水道局長 様

施 設 名		
水 栓 番 号		
設 置 場 所		
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

給水装置工事を施行するにあたり、当方の都合で既設管を利用したいので、下記の条件について遵守することを誓約いたします。

記

1. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しないことが判明した場合及び水質等に異常が認められた場合は早急に上下水道局へ届け出るとともに、その指示に従います。
2. 既設管を利用したことにより、水質・水圧等に支障が生じても、上下水道局に対し異議申し立てをいたしません。また、使用者等からの苦情は、当方の責任において処理します。
3. 既設管に漏水等が発生した場合は、当方の責任において速やかに修繕します。
4. 使用量が水道メーターの適正計量範囲を超えないよう制限します。これが行えない場合には、速やかに改造工事を行い、給水装置及び水道メーターの口径を適正化します。

事 務 連 絡
平成 20 年 7 月 1 日

各工事事務所長 様

配水管理課長

集中検針盤の設置に係る運用について（通知）

標記の件については、平成 20 年 3 月 21 日付け営業課決裁「各戸検針、各戸徴収を行う共同住宅等の水道メーター設置に関する今後の方針について」に基づき、下記のとおり取扱うこととしますので通知します。

記

1 集中検針盤の設置に係る運用

今後、6 階以上の建物又はオートロック式の既設建物で、直結式給水への改造工事の申込みがあった場合、電子式メーターの集中検針盤が設置されていないものについては、集中検針盤の設置を免除するものとし、平型メーターを設置するものとする。

なお、直結式給水施行要綱（平成 12 年 1 月 1 日施行、平成 16 年 7 月 1 日改正）の集中検針盤に関する規定については、当面改正せず、本通知をもって運用する。

2 適用日

平成 20 年 8 月 1 日付け、受付分から適用する。

事 務 連 絡

平成20年7月22日

各厚生労働大臣認可水道事業者 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

給水装置工事における誤接合の防止について

最近、給水装置工事における誤接合（クロスコネクション）に係る事故が相継いで発生している。和歌山県内の事故では、水道管と防火用水管が上下平行で布設されており、給水装置を防火用水管と誤接合する事故が発生した。また、埼玉県内では水道管と農業用水管が並走して布設されており、給水装置を農業用水管と誤接合する事故が発生したものである。これらの事故については、いずれも、工事施工後に残留塩素の量の確認が行われていれば事故防止、早期発見ができたものである。

これまでも、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、これらの事故事例を踏まえ、特に水道管以外の管が布設されている地区にあっては、給水装置工事にあたり残留塩素の量を確認するなど誤接合防止のための対応について再度徹底するとともに、指定給水装置工事事業者へ誤接合防止のために適切に施工及び確認するよう様々な機会をとらえ周知徹底を図り、給水装置の誤接合の防止に向けて適切に取り組んでいただくようお願いする。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局水道課 給水装置係

各工事事務所長 様

配水管理課長
営業課長

オートロック設備付の施設における解錠方法の届出について（通知）

標記の件について、下記のとおり取扱いますので、関係職員への周知をお願いします。
なお、指定給水装置工事事業者あて通知文を添付しますので、事務所内での掲示をお願いします。

記

1 オートロック解除方法（変更）届出書

現在は、共同住宅制度の契約を締結する場合を除き、オートロックの解錠方法を把握する手続きが定められていない。そこで、それらの施設について、検針、検定満期に伴う取替え等の業務を円滑に実施するため、局がオートロックの解錠方法を把握する必要がある。

そのため、直結式給水による給水装置工事（共同住宅制度の適用施設からの改造工事は除く。）の申込みにあたって、オートロック設備付きの施設の場合は、オートロック解除方法（変更）届出書（別紙様式 以下「届出書」という。）の提出を義務付けるものとする。

提出された届出書は、給水装置工事申込書に添付して営業課に送付する。

なお、共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱に基づく、オートロック解除方法（変更）届については、従来どおり取り扱うものとする。

2 実施日

給水装置工事の平成23年7月1日付け受付分から

以上

事 務 連 絡

平成 23 年 11 月 16 日

各工事事務所長 様

配水管理課長 藤村 和生

メーター流量基準の改定について（通知）

メーター流量基準については、直結式給水施工要綱「7-6 メーターの流量基準」に基づいて設計審査を行っていることと思いますが、平成 23 年 4 月以降に検定を行う水道メーターの技術基準は JWWA 規格から JIS 規格に変更となっており、メーター流量基準についても各口径の基準数値や型式について変更する必要があります。

については、JIS 規格対応のメーター流量基準を別紙のとおりお送りしますので、今後はこの基準に基づいて設計審査を行っていただきますよう、お願いします。

記

1. 新メーター流量基準

別紙「JIS 規格水道メーター型式別使用流量基準」のとおり

2. 新旧対照表

別紙「メーター型式使用流量基準 新旧対照表」のとおり

3. 新メーター流量基準の適用開始日

平成 23 年 12 月 1 日（木）以降の受付分から

4. 指定給水装置工事事業者への周知

今年度、指定給水装置工事事業者を対象に開催予定である給水装置工事にかかる講習会の中で説明する予定です。

給水係 月足・梅津

口径	Q ₃ /Q ₁ (R)	Q ₃	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲 (m ³ /h)		1日あたりの使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)	型式等
				1時間/日 以内の場合	10分/日 以内の場合	1日使用時間 の合計が5時 間のとき	1日使用時間 の合計が10 時間のとき	1日24時間使 用のとき		
13	100	2.5	0.1～1.0	1.5	2.5	4.5	7	12	100	接線流羽根車式
20	100	4	0.2～1.6	2.5	4.0	7	12	20	170	接線流羽根車式
25	100	6.3	0.23～2.5	4.0	6.3	11	18	30	260	接線流羽根車式
40	100	16	0.4～6.5	9.0	16.0	28	44	80	700	たて型軸流羽根車式
50	100	40	1.25～17	30.0	50.0	87	140	250	2,600	たて型軸流羽根車式
75	100	63	2.5～27.5	47.0	78.0	138	218	390	4,100	たて型軸流羽根車式
100	100	100	4.0～44.0	74.5	125.0	218	345	620	6,600	たて型軸流羽根車式
150	160	400	2.5～500	400	500	2,000	4,000	7,800	234,000	電磁式 (参考)
200	160	630	3.94～787.5	630	787.5	3,150	6,300	13,680	410,000	電磁式 (参考)
250	160	630	3.94～787.5	630	787.5	3,150	6,300	13,680	410,000	電磁式 (参考)
300	160	1,000	6.25～1,250	1,000	1,250	5,000	10,000	14,400	432,000	電磁式 (参考)
350	160	1,000	6.25～1,250	1,000	1,250	5,000	10,000	14,400	432,000	電磁式 (参考)

- 1 口径13mm～100mmの機械式メーターについては、(社)日本水道協会が策定した「水道メーター型式別使用流量基準(暫定)」の数値とした。
- 2 口径150mm～350mmの電磁式メーターについては、(社)日本水道協会が未策定のため、メーター製造業者策定の流量基準表の数値とした。
- 3 定格最大流量(Q₃)とは、メーターが定格動作条件下で、最大許容器差内で作動することが要求される最大の流量。
- 4 定格最小流量(Q₁)とは、メーターが定格動作条件下で、最大許容器差内で作動することが要求される最小の流量。

<新・流量基準>

口径	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲 (m ³ /h)		1日あたりの使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)	型式等
		1時間/日 以内の場合	10分/日 以内の場合	1日使用時間 の合計が5時 間のとき	1日使用時間 の合計が10 時間のとき	1日24時間 使用のとき		
13	0.1～1.0	1.5	2.5	4.5	7	12	100	接線流羽根車式
20	0.2～1.6	2.5	4.0	7	12	20	170	接線流羽根車式
25	0.23～2.5	4.0	6.3	11	18	30	260	接線流羽根車式
40	0.4～6.5	9.0	16.0	28	44	80	700	たて型軸流羽根車式
50	1.25～17	30.0	50.0	87	140	250	2,600	たて型軸流羽根車式
75	2.5～27.5	47.0	78.0	138	218	390	4,100	たて型軸流羽根車式
100	4.0～44.0	74.5	125.0	218	345	620	6,600	たて型軸流羽根車式
150	2.5～500	400	500	2,000	4,000	7,800	234,000	電磁式(参考)
200	3.94～787.5	630	787.5	3,150	6,300	13,680	410,000	電磁式(参考)
250	3.94～787.5	630	787.5	3,150	6,300	13,680	410,000	電磁式(参考)
300	6.25～1,250	1,000	1,250	5,000	10,000	14,400	432,000	電磁式(参考)
350	6.25～1,250	1,000	1,250	5,000	10,000	14,400	432,000	電磁式(参考)

<旧・流量基準>

口径	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲 (m ³ /h)		1日あたりの使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)	型式等
		1時間/日 以内の場合	瞬時的使用 の場合	1日使用時間 の合計が5時 間のとき	1日使用時間 の合計が10 時間のとき	1日24時間 使用のとき		
13	0.1～0.8	1.0	1.5	3	5	10	85	接線流羽根車式
20	0.2～1.6	2.0	3.0	6	10	20	170	接線流羽根車式
25	0.23～1.8	2.3	3.4	7	11	22	190	接線流羽根車式
40	0.4～6.5	8.0	12.0	24	39	78	700	たて型軸流羽根車式
50	1.25～15	25.0	37.0	56	90	180	2,100	たて型軸流羽根車式
75	2.5～30	50.0	75.0	112	180	360	4,200	たて型軸流羽根車式
100	4.0～48	80.0	120.0	180	288	576	6,700	たて型軸流羽根車式
150	7.5～90	150	225	335	540	1,080	12,500	たて型軸流羽根車式
200	13～156	260	390.0	585	936	1,872	21,700	たて型軸流羽根車式
250	17.5～210	350	525.0	785	1,260	2,520	29,200	たて型軸流羽根車式
300	22.5～270	450	675	1,010	1,620	3,240	37,500	たて型軸流羽根車式
350	27.5～330	550	825	1,230	1,980	3,960	45,800	たて型軸流羽根車式

事 務 連 絡

平成26年1月27日

東部工事事務所管理課長 様

西部工事事務所管理課長 様

上下水道局 水道部

配水管理課長

平成26年4月1日の消費増税の取扱いについて

給水装置工事の口径別納付金に係る消費税率の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 税率適用時期

5%税率 平成26年3月31日までに工事申込みがあったもの

8%税率 平成26年4月1日以降、工事申込みのあったもの

2. 税率適用の対外説明について

※口径別納付金の消費税標記については、条例事項のため議決が必要である。

このため、対外説明としては「議決公告まで、決定したと説明することはできない」旨、留意頂きたい。

事 務 連 絡
平成 2 6 年 2 月 1 9 日

東部工事事務所 管理課長 様
西部工事事務所 管理課長 様

上下水道局水道部配水管理課長

道路掘削申請費の廃止について（通知）

標記の件について、下記のとおり取扱いますので、関係職員への周知をお願いします。
なお、指定給水装置工事事業者あて通知文を添付しますので、事務所内での掲示をお願いします。

記

1 道路掘削申請費の廃止

現在、給水装置工事の申込みの際に申込者から徴収している道路掘削申請費を廃止します。

2 運用開始日

平成 2 6 年 4 月 1 日 工事申込みがあったものから

以上

令和 7 年 6 月 11 日

北九州市上下水道局配水管理課

給水装置工事申込書の用紙について（通知）

給水装置工事申込書（第 2 号様式）の用紙について、形状、紙質は、以下のとおりとする。

記

1 形状

用紙サイズ B 4 山折り （申請時 B 5）
※見本参照

2 紙質

上質紙 70kg

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 1 日

北九州市上下水道局配水管理課

ウルトラファインバブル発生装置の取り扱いについて(通知)

ウルトラファインバブル発生装置の取り扱いについて、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 仕様

- (1)日本水道協会認証品であること
- (2)外気が混入する構造となっていないこと
- (3)外部動力が必要な構造となっていないこと
- (4)フィルター及びストレーナー状の器具が内部に内蔵されていないこと
- ・上記4条件を満たさないものについては特殊器具として取り扱うもの

2 設置基準

- (1) 維持管理、取り外しが容易に行える構造となっていること。
 - (2) 逆流防止装置を上流側に設置すること。
 - (3) 下記①の場合を除き、原則として水道メーターより下流側に設置すること。
 - ① 集合住宅等でメーターが複数ある場合においては、各水道メーターの上流側であっても宅内第一止水栓(仕切弁)の下流側であれば設置を認める。ただし、計量法に基づく水道メーター製造時に行う器差の検査方法で水道メーターの計量等へ影響がないことを証明する書類を提出すること。
- なお、3階建て以上の直結式給水を行う建物において、取出し管に逆流防止装置を設置する場合には、(2)で設置する逆流防止装置と兼ねることができる。

※器具設置にあたり、水量、水圧に支障がないことを必ず確認すること。

以上